

改正後

別紙 1

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
工事及び業務の対応について

1 工事及び業務（以下「工事等」という。）で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された  
場合の対応（以下「当対応」という。）（別紙2参照）

(1) 対象者

発注者：監督員、調査職員及び補助監督員（以下「監督員等」という。）を対象とする。  
受注者：現場で直接作業する作業従事者（現場代理人、主任技術者、監理技術者、担当  
技術者、作業員（下請含む）及び業務で配置される全ての配置技術者）（以下「作  
業従事者」という。）を対象とする。（社内の事務員、他現場の作業従事者は、接  
触者、濃厚接触者に該当する場合であっても当対応の対象外）

(2) 用語の定義

現場等：作業場、事業所等をいう。工事においては工事現場、現場事務所及び休憩所、  
業務については執務を行っている事務所をいう。  
陽性者：PCR検査により、新型コロナウイルス感染症の感染が確認された者  
濃厚接触者：保健所が濃厚接触者に該当すると判断した者  
接触者：PCR検査で陽性が判明した当該現場等作業従事者と、陽性が判明した日から  
遡って一週間以内に会話した者  
感染の疑いがある者：濃厚接触者、接触者及び咳や発熱等、新型コロナウイルス感染症  
が疑われる症状を呈している者  
県マニュアル：総務部行財政改革局人事企画課策定「職員又は同居家族等が新型コロナ  
ウイルス感染症に罹患した場合の対応マニュアル」をいう。

(3) 感染の疑いがある者が確認された場合の対応

- ア 感染の疑いがある者が受注者側の作業従事者に確認された場合  
別紙2「[1] 該当者が受注者側の作業従事者の場合」により対応。
- イ 感染の疑いがある者が発注者側の監督員等に確認された場合  
別紙2「[2] 該当者が発注者側の監督員等の場合」により対応。

(4) 注意事項

- ア 陽性者について  
陽性者は、保健所、医療機関等の指導に従う。  
陽性者の現場作業への復帰時期についても医療機関等の判断に従う。
- イ 濃厚接触者について  
濃厚接触者は、保健所の指導に従う。  
ただし、保健所の指導に関わらず、濃厚接触者は陰性であっても2週間の自宅待機と  
する。
- ウ 接触者について  
接触者に該当するか否かは受発注者がそれぞれ判断する。  
パーテーションの使用、マスク着用の有無を問わず、現場等において、陽性が判明し  
た日から遡って一週間以内に陽性者と会話した者は接触者となる。
- エ PCR検査で陰性が確認された場合の対応  
受注者：濃厚接触者は陰性でも2週間の自宅待機とする。  
接触者は、陰性が確認されれば現場作業に復帰可能。  
発注者：濃厚接触者は陰性でも2週間の自宅待機とする。  
接触者は陰性でも、陽性者と会話した日の翌日から起算して1週間は在宅勤  
務とする。在宅勤務中は現地立会不可（情報共有システムにおける在宅勤務）。  
接触者を除く感染の疑いがある者は県マニュアルに従う。
- オ (3) アにおける、「現場等の安全が確保されたか」について  
工事等の一時中止を解除するにあたり、保健所の指導に従い、機械設備、現場等の消  
毒作業を実施する。  
特に保健所から指導が無い場合、消毒完了をもって安全が確保されたとみなす。
- カ (3) イにおける、「工事等の一時中止の要否を検討」について  
現場等の作業継続が可能な場合、監督員等の追加・変更（通知）や段階確認の臨場を  
机上とする（指示）等、現場等が継続できるよう監督員体制等の確保に努める。

2 工事等の書類の提出及び打合せについて

略（変更なし）

改正前

別紙 1

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に向けた  
工事及び業務の対応について

1 工事及び業務（以下「工事等」という。）で新型コロナウイルス感染症の感染等が確認された場合  
の対応（別紙2参照）

(1) 工事等の関係者がPCR検査を受けた場合（検査結果が判明するまでの対応）

- ① 該当者が受注者側（現場代理人、主任技術者、監理技術者、照査技術者、担当技術者及び作業  
員（下請けを含む））の場合  
ア 受注者は、速やかに発注者に報告する。  
イ 発注者は、速やかに必要な安全対策を実施した上で即座に現場作業を停止させるとともに、  
全ての作業員を自宅待機とするよう受注者に指示する。（工事の場合）
- ② 該当者が発注者側（各監督員、調査職員及び監督補助員）の場合  
ア 発注者は、速やかに受注者に連絡する。  
イ 受注者は、該当者との接触者の有無を確認し、感染の疑いがある者を自宅待機等とする。

(2) 工事等の関係者がPCR検査で陽性と確認された場合

- ① 該当者が受注者側の場合  
ア 工事等を一時中止する。（中止解除の時期は事務所等（※1）の安全が確認された後に協議に  
より決定）
- ② 該当者が発注者側の場合  
ア 受発注者で工事等の一時中止の要否を検討し、必要と認められる場合は工事等を一時中止す  
る。（中止解除の時期は事務所等（※1）の安全が確認された後に協議により決定）  
なお、工事等の一時中止に際しては、新型コロナウイルス感染症に係る緊急事態宣言を踏まえた  
工事及び業務の対応（令和2年4月10日付第202000014247号当職通知）により適切  
に対応すること。  
※1 事務所等とは、保健所から指導、アドバイスされた作業場、事業所等をいう。工事においては工  
事現場及び現場事務所、休憩所、業務については執務を行っている事務所を想定。

2 工事等の書類の提出及び打合せについて

略（変更なし）